

在日米軍に影響を及ぼす事件・事故発生時における通報手続

1. 目的

- (1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に影響を及ぼす事件・事故に対する米側の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が在日米軍に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に影響を及ぼす事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、米国大使館、在日米軍司令部及び地方の施設・区域の司令官に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に影響を及ぼす事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。
- (2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

- (1) 在日米軍に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の米側への通報は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第3項 eにおいて示される基準を満たすものでなければならない。外務省又は防衛施設庁は、これらの事件・事故について、担当の関係当局から事件・事故発生情報の提供を受けた時はできる限り速やかに通報する。外務省は、関連の情報源からこれらの事件・事故に関する情報を収集するため実行可能な全ての努力を行う。この通報手続の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。
 - (a) 差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害（爆薬に係る事故を含む）であって、米軍の人員又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性のあるもの、又は米軍の訓練又は運用を阻害する可能性のあるもの。
 - (b) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生じる相当な蓋然性。
 - (c) 米軍の人員若しくは財産に実質的な傷害若しくは損害を与え又は米軍の訓練若しくは運用を阻害する可能性がある事件・事故（航空機及び船舶に関するもの、犯罪と推定される行為を含む。）。
 - (d) 自衛隊の訓練に係る事故であって、米軍の人員若しくは財産に実質的な傷害若しくは損害を与え又は米軍の訓練若しくは運用を阻害する可能性があるもの。
 - (e) 差し迫った又は既に発生したテロ行為であって、米軍の部隊防護に影響を与える可能性のあるもの。
- (2) 日米双方は、上記2(1)の事件・事故が米軍の人員又は施設・区域に対して急迫

の危険をもたらす時には、適切な日本当局は、従来と同様に、迅速に関係する米軍の現地基地司令官に通報することに合意する。双方は、AWGONを通じて、通報手続を見直し、必要に応じて改善することを約束する。

3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に影響を及ぼす事件・事故発生情報の通報経路は、別紙1によって示される。別紙1は、AWGONによって決定される。

4. 事件・事故発生情報の通報様式

事件・事故の通報様式には、以下の事項が含まれる。

- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要
 - (a) 経緯
 - (b) 被害状況
 - (c) 処理状況
 - (d) 危険性残存の有無
 - (e) 環境破壊の有無
- (4) 米側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者氏名
- (7) 通報受領者氏名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故の通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の氏名及び電話番号を編集し、定期的に更新することによって、通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通FAX機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- (4) この通報手続は、AWGON付託事項に規定されているとおり、必要に応じてAWGONにおいて見直される。

(了)